

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社PONZU
主たる事務所の所在地	〒496-0038 愛知県津島市橋町三丁目 67 番地 1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 田中 周平
設立年月日	令和 7 年 2 月 4 日
電話番号	0567-55-7733

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションぽんず	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒496-0038 愛知県津島市橋町三丁目 67 番地 1	
電話番号	0567-55-7733	
指定年月日・事業所番号	令和 7 年 4 月 1 日指定	2362790137
管理者の氏名	田中 周平	
通常の事業の実施地域	津島市、愛西市、稲沢市、弥富市、あま市、清須市、北名古屋市、海部郡蟹江町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師又は准看護師(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前10時から午後5時まで

6. 事業所の職員体制 ※職員数は、利用者数等により増減します。

- ①管理者 適切な事業運営が行われるよう業務の統括をします。
- ②訪問看護職員 訪問看護計画を作成し、訪問看護を行ないます。
- ③その他の職員 訪問看護に関する事務を行ないます。

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 田中 周平
----------	-------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

訪問看護料金表【介護保険】(令和6年6月1日現在)

<保険単位と基本利用料> 地域区分単価 1単位＝10.42円(6級地)

* 負担額の計算方法・・・報酬単位 × 地域区分単価(10.42) = A(小数点以下切り捨て)

A × 0.9(1割負担の場合) = B (負担割合が2割の方は0.8、3割の方は0.7をかけて下さい)

A - B = 利用者負担額

《要介護》1割または所得によって2割、3割の負担となります。

	時間内 8時～18時	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1(20分未満)	314 単位	3,271 円	328 円	655 円	982 円
訪問看護 I 2(30分未満)	471 単位	4,907 円	491 円	982 円	1,473 円
訪問看護 I 3(30分以上 60分未満)	823 単位	8,575 円	858 円	1,715 円	2,573 円
訪問看護 I 4(60分以上 90分未満)	1,128 単位	11,753 円	1,176 円	2,351 円	3,526 円
※訪問看護 I 5(1回 20分)	294 単位	3,063 円	307 円	613 円	919 円

《要支援》1割または所得によって2割、3割の負担となります。

	時間内 8時～18時	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1(20分未満)	303 単位	3,157 円	316 円	632 円	948 円
訪問看護 I 2(30分未満)	451 単位	4,699 円	470 円	940 円	1,410 円
訪問看護 I 3(30分以上 60分未満)	794 単位	8,273 円	828 円	1,655 円	2,482 円
訪問看護 I 4(60分以上 90分未満)	1,090 単位	11,357 円	1,136 円	2,272 円	3,408 円
※訪問看護 I 5(1回 20分)	284 単位	2,959 円	296 円	592 円	888 円

○夜間(18:00～22:00)または早朝(6:00～8:00)の訪問の場合 上記単位数の 25%増

○深夜(22:00～ 6:00)の訪問の場合 上記単位数の 50%増

※理学療法士等による訪問

・理学療法士等による訪問看護を1日に2回を超えて実施する場合(60分/1日) 上記単位数の 90/100

・理学療法士等による介護予防訪問看護を1日に2回を超えて実施する場合(60分/1日) 上記単位数の 50/100

・理学療法士等による介護予防訪問看護を利用開始日から12月を超えて利用する場合 5単位減/1回

＜病状によって下記の料金が加算されます＞

	1回につき	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
特別管理加算 (1月につき)	(Ⅰ)500単位	<u>5,210円</u>	<u>521円</u>	<u>1,042円</u>	<u>1,563円</u>
	(Ⅱ)250単位	<u>2,605円</u>	<u>261円</u>	<u>521円</u>	<u>782円</u>
ターミナルケア加算 (死亡月につき)	2,500単位	<u>26,050円</u>	<u>2,605円</u>	<u>5,210円</u>	<u>7,815円</u>
複数名訪問加算(Ⅰ) (30分未満)	254単位	<u>2,646円</u>	<u>265円</u>	<u>530円</u>	<u>794円</u>
複数名訪問加算(Ⅰ) (30分以上)	402単位	<u>4,188円</u>	<u>419円</u>	<u>838円</u>	<u>1,257円</u>
長時間訪問看護加算 (所要時間の通算が1時間30分を超えた場合)	300単位	<u>3,126円</u>	<u>313円</u>	<u>626円</u>	<u>938円</u>
初回加算(Ⅰ) 退院した日に訪問看護を行った場合	350単位	<u>3,647円</u>	<u>365円</u>	<u>730円</u>	<u>1,095円</u>
初回加算(Ⅱ) 退院した翌日以降に訪問看護を行った場合	300単位	<u>3,126円</u>	<u>313円</u>	<u>626円</u>	<u>938円</u>
退院時共同指導加算	600単位	<u>6,252円</u>	<u>626円</u>	<u>1,251円</u>	<u>1,876円</u>

＜利用者のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます＞

	1月につき	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位	<u>5,981円</u>	<u>599円</u>	<u>1,197円</u>	<u>1,795円</u>

訪問看護料金表【医療保険】(令和6年6月1日現在)

< 保険単位と基本利用料 >

後期高齢者(75歳以上)		1割または所得によって2割、3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般 (70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

< 基本利用料金明細 >

		料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降(厚生労働大臣が定める疾病等) 看護師の場合	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降(厚生労働大臣が定める疾病等) 看護師の場合	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた 外泊時)	入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
	週3日目まで30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日目以降30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
乳幼児加算(6歳未満)		1,500円	150円	300円	450円
複数名訪問看護加算(看護師)(週1回、1日につき)		4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算 (週4日以上訪問できる方)	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算(6時～8時・18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円

訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,670 円	770 円	1,530 円	2,300 円
訪問看護管理療養費 2 (1日につき)	2 日目以降	2,500 円	250 円	500 円	750 円
※訪問看護医療 DX 情報活用加算 (1月につき)		50 円	5 円	10 円	15 円

※「オンライン資格確認・オンライン請求」開始後

<病状によって下記の料金が加算されます>

		料金	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
長時間訪問看護加算(週 1 回まで) (15 歳未満の超重症児または準超重症児は週 3 回まで)		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急時訪問看護加算 (1 日につき)	月 14 日目まで	2,650 円	270 円	530 円	800 円
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算(1 月につき)	利用者の状態によりⅠまたはⅡ	Ⅰ 5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		Ⅱ 2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算(1 月につき) (利用者の状態に応じ月 2 回を限度)		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算(週 4 日以上訪問できる方)		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算(1 月につき)		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1 月につき 2 回)		2,000 円	200 円	400 円	600 円
ターミナルケア療養費		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

<利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます>

	料金	利用者負担額		
		1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算 □ (1月につき)	6,520 円	650 円	1,300 円	1,960 円
情報提供療養費(1月につき)	1,500 円	150 円	300 円	450 円

- (注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- (注3) 准看護師の場合は、90/100

(2) 支払い方法

上記(1)及から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0567-55-7733 面接場所 当事業所の相談室
---------	---------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	津島市役所市 高齢介護課	電話番号 0567-24-1111
	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室	電話番号 052-971-4165

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

- 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。